

日之影町告示第104号

令和4年第4回日之影町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年11月18日

日之影町長 佐藤 貢

- 1 期 日 令和4年12月2日
  - 2 場 所 日之影町役場（議会議場）
- 

○開会日に応招した議員

久保 優一君	小谷 幸治君
小川 輝久君	甲斐 睦彦君
一水 輝明君	河野 學君
甲斐 徳仁君	高館 英嗣君

---

○12月9日に応招した議員

同上

---

○12月13日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和4年 第4回 日之影町議会定例会会議録（第1日）

令和4年12月2日（金曜日）

---

議事日程（第1号）

令和4年12月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報 告 諸般の報告
- 日程第4 報 告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告第5号 専決処分事項の報告について（専決第12号）（工事請負変更契約の締結について）
- 日程第6 議案第54号 日之影町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第55号 日之影町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定
- 日程第8 議案第56号 日之影町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第57号 日之影町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第58号 日之影町職員公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第59号 定年延長等制度に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 日程第12 議案第60号 日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第61号 町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第62号 日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第63号 西臼杵広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第16 議案第64号 令和4年度日之影町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第65号 令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第66号 令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第67号 令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第68号 令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第69号 令和4年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第70号 令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
-

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告第5号 専決処分事項の報告について（専決第12号）（工事請負変更契約の締結について）
- 日程第6 議案第54号 日之影町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第55号 日之影町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定
- 日程第8 議案第56号 日之影町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第57号 日之影町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第58号 日之影町職員公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第59号 定年延長等制度に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 日程第12 議案第60号 日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第61号 町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第62号 日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第63号 西臼杵広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第16 議案第64号 令和4年度日之影町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第65号 令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第66号 令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第67号 令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第68号 令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第69号 令和4年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第70号 令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

---

## 出席議員（8名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 久保 優一君 | 2番 小谷 幸治君 |
| 3番 小川 輝久君 | 5番 甲斐 睦彦君 |
| 6番 一水 輝明君 | 7番 河野 學君  |
| 8番 甲斐 徳仁君 | 9番 高舘 英嗣君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 富士本浩一郎君 録音係（総務課補佐） 山田千登世君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	佐藤 貢君	副町長	……………	甲斐 敏弘君
教育長	……………	橋本 範憲君	総務課長	……………	押方 明弘君
会計管理者	……………	森重 喜博君	地域振興課長	……………	工藤 富士君
町民福祉課長	……………	押方 誠君	税務課長	……………	谷川 靖君
農林振興課長	……………	平川 誠二君	建設課長	……………	佐藤 尚君
保健センター所長	………	丹波 昌二君	病院事務長	……………	甲斐しおり君
教育次長	……………	平川 浩二君	代表監査委員	……………	小林 政隆君

---

午前10時00分開会

○議長（高館 英嗣君） おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、大変御多用のところ議会傍聴においでいただきまして、誠にありがとうございます。

これから令和4年第4回日之影町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（高館 英嗣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番、小川輝久君、5番、甲斐睦彦君を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月13日までの12日間に決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に出席を求めた説明員の職、氏名は、お手元に配付したとおりであります。

議長報告については、さきに報告書を配付していますので、これを報告とします。

以上で諸般の報告は終わります。

---

### 日程第4. 議長が決定した議員派遣

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第4、議長が決定した議員派遣を報告します。

議長が決定した議員派遣は、12月2日、宮崎市で開催された、失礼しました。11月2日、宮崎市で開催された宮崎県森林・林業活性化研究委員会に、町森林・林業活性化協議会会長、河野學君を派遣。

11月15日、宮崎市で開催された幹部議員研修会に、副議長、甲斐徳仁君ほか2名を派遣。

11月30日宮崎市で開催された議会広報担当研修会に、委員長、久保優一君ほか1名を派遣。  
議長が決定した議員派遣は、以上3件であります。

---

### 日程第5. 報告第5号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第5、報告第5号専決処分事項の報告について（専決第12号）（工事請負変更契約の締結について）報告を求めます。

町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 傍聴においでをいただきました皆様方に厚くお礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

報告第5号専決処分事項（工事請負変更契約の締結）について御報告いたします。

令和4年度日之影町役場旧庁舎解体処分工事は、令和4年6月14日に議会の議決を頂き、契約した工事ではありますが、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による町長の専決処分についてに基づき、町長において工事請負変更契約の締結を専決処分したものであります。

変更事項は、躯体解体後に地下を掘削して露出した地下埋設物の解体処分、跡地の一時利用のための敷砂利による整地の追加等により、工事請負金額が271万479円増加し、工事請負契

約金額が5,639万479円となったものであります。

以上、御報告いたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で報告は終わりました。

これから質疑を行います。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、お尋ねしたいと思います。

この件につきましては、さきに総務課長のほうから御説明がございました。そこで、お尋ねしたいのは、変更理由の中にもございますように、浄化槽のような構造物というふうなことで専決12号の変更理由、「ような」というふうな記載がございますが、これ具体的にはどのようなものですか。「ような」というふうな記載されていますけれども。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を許します。建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） この浄化槽のような構造物といいますのは、旧庁舎を建てたときの浄化槽と思われる構造物ということで、はっきりした用途は分かっておりません。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 解体庁舎を新築したときの浄化槽であるのか、その以前のものであるのか、それはもう六十何年ですか、70年近くたっていますので、なかなかその図面もないでしょうし。

ただ、我々素人が考えるには、庁舎があり、トイレがあり、洗面所があれば、当然、浄化槽ありますよね。それは、その浄化槽以外のものというふうな捉え方でいいんですか。浄化槽が当然あれば、積算基準の根拠に反映できますよね、解体するやつに。基準がですよ、積算が、そこ掘るわけですから。ただ、それとは全く別のものというふうな、たしか総務課長はそういうふうなお話だったと思いますが、それが浄化槽のようなということになるわけですか。別なものがあって、それが、ようなものだったと。何かが分からんけれども、ようなものということ Understanding it is good, here.

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 旧庁舎の浄化槽につきましては、旧庁舎の総務課があったところの外側にございました。そういうこともあって、今回、露出した浄化槽については、新旧庁舎を建てたときの浄化槽ではないかと。場所は、総務課があったところの下辺りで露出しました。床下です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 何せ、長い歴史の中でそれを知りえる人がいないということだし

ようから、当時のことを知っちゃう人はおらんですわね、もう当然。それは致し方のないことかなというふうに思うんですけども。

この跡地の一部利用のための敷砂利というふうな明記もありますけれども、それは想定外のそういう埋設物があって、そこを取って、そこを埋めるための砂利だけということまで理解していいんですか。表現内容が一時利用するためのということなので、将来的には庁舎跡を更地にして、中央まちづくり、その他もろもろの町有地として何かしようという計画もあったじゃないですか。そのための敷砂利なのか。その浄化槽のような埋設物を取ったことによる、ここの部分の敷砂利であるのか。そこらあたりは、この変更契約の271万479円の中の、その敷砂利も入ってその金額になっておるんでしょうけれども、それは一体とした敷砂利であるのか、ピンポイントの敷砂利であったのか、そこらあたりはどんななっているんですか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 敷砂利につきましては、当地の土質が、ちょっと雨が降るとぬかるんだりする土質でありましたので、表面に敷砂利をして、ぬかるみを防ぐための敷砂利でございます。

跡地利用のためというものは、中央地区でイベント等があった際に駐車場として使うこともあるので、そのときのために敷砂利をしたものでございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 当然、一時利用も永久利用もするでしょうから、あそこは、あの土地は、あの一角は。それは、そのために整備をする、路面をしっかりと整備をしとくというのは、当初の計画で当然あったんだろうと思うんですよ。で、壊してみたらぬかるんだから敷砂利を敷いたちゅうことですか、今の説明じゃ。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） そのとおりでございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） そしたら、その敷砂利の部分はどれぐらいのボリュームかは積算したわけでしょうから、そこに手持ち資料はあるんですか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 解体した後の敷地が、流れが62メートルの幅が約22メートルございまして、約1,300平米でございます。そこへ全体に敷砂利をしまして、ボリュームは約150立米の敷砂利をしております。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 何回も申し訳ございませんが、今回の専決とは少しずれますけれ

ども、これ、解体原資は何じゃったですか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 原資につきましては過疎債のほうを活用させていただいております。  
以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はないでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 有効利用するための過疎債の充当ちゅうことでいいのかな、そしてたら。それと、その割合を再度お聞かせください、過疎の割合。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 後の有効利用も含めた形の過疎債を利用させていただいておりますが、充当率については75%で計画をしているところでございます。  
以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） これをもって質疑を終結します。

以上で報告第5号は終わりました。

---

#### 日程第6. 議案第54号

#### 日程第7. 議案第55号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第6、議案第54号日之影町職員の降給に関する条例の制定及び日程第7、議案第55号日之影町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定の2件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第54号日之影町職員の降給に関する条例の制定についての提案理由を説明いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、地方公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）や、60歳に達した職員の給料7割措置の運用が開始されることに伴い、降給に関する条例を制定するものがあります。

次に、議案第55号日之影町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての提案理由を説明いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、地方公務員の定



年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な働き方の支援を図るため、定年前再任用短時間勤務の制度が設けられましたので、職員の高齢者部分休業に関する条例を制定するものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました議案第54号日之影町職員の降給に関する条例の制定及び議案第55号日之影町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定の2件については、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号及び議案第55号の2件については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定しました。

---

#### 日程第8. 議案第56号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第8、議案第56号日之影町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第56号日之影町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、地方公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制による降任等並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられることによる定年等に関する条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はないでしょうか。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、56号の定年制度の第3条についてお尋ねをいたしますが、改正前と改正後、医師及び歯科医師の定年は70歳ということでございますが、今現在、うちの病院の院長先生はお幾つでしたか。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を許します。総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 現在の院長については66歳でございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 本人の意思があれば、まだしばらくは安心だなという思いはしておりますが。例えば、院長が70を迎えられて、それでもなお体が丈夫というか健康で、まだやってもいいよというふうになった場合の扱いについては、今でいう会計年度任用職員みたいになるわけですか、位置づけ的にはどげなふうな扱いになるわけですか。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 今の院長が、70までが、この条例に基づきまして定年が延長になって、その後、もし本人の意思があれば、とりあえず公務員としては退職という形になるかと思えます。その後について、町としてぜひお願いしたいし、本人もという意思があれば嘱託の医師という形になるかというふうに考えているところです。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） この議案につきましては事前説明もありまして、全協の中で説明を頂いたところであります。このように5年延長するという事で、目的は、知識、技術、経験の継承していくために、あるいは高齢期の職員を最大限に活用し、ということであってあります。

つまり、課長になられた方が、希望があれば、これは延長してできるということではありますが、職員の全体の枠の人数の把握を含め、同時にまた新規採用もやっていくことになろうかと思えますが、こういった制度が入ったことでプラスになることばかりかという、そうでもないような気もするんですが、いろんな問題点も想定されるだろうというふうに私は思っているんですが。今後、住民のサービスに影響があってはならないと、弊害があってはならないというふうに思いますけれども。

ここで総務課長にお尋ねをしますが、そういった想定される、現時点で課長がこういう問題点はあるのか、そういったことがあるのかという内容ではなくて、こういった検証をしっかりとやっていくべきじゃないかなというふうに思うんですが、見解をお伺いします。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を許します。総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） この定年制につきましては、令和5年度から適用ということでございます。そういった中で対象職員をきっちり把握しながら、今後その方々がどういうふうに働きたいのかというのを、まず聞き取り調査と、もちろん、こちらからも情報提供しながら把握をし、それと併せて新規職員をどういうふうに採用していくのかというところのバランスをしっかりと考

えていきながら、町民の負託に応えるような形でやっていかなければならないのかなというふう  
に思っております。

そういったことありますので、その定年を迎える方の聞き取りというのは前年度にしっかり情  
報提供しながら、意思の確認等もさせていただきながら、調整等をやりながら、新規採用職員の  
募集人数等も考慮しながらやっていく必要があるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） それでは質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第8、議案第56号について、原案のとおり決することに賛成の諸  
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されま  
した。

---

#### 日程第9. 議案第57号

#### 日程第10. 議案第58号

#### 日程第11. 議案第59号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第9、議案第57号日之影町職員の勤務時間、休暇等に関す  
る条例の一部を改正する条例から、日程第11、議案第59号定年延長等制度に伴う関係条例の  
整備に関する条例の制定までの3件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第56号日之影町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改  
正する条例の提案理由を説明いたします。訂正させていただきます。56号、議案第57号日之  
影町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、「再任用短時間  
勤務職員」が「定年前再任用短時間勤務職員」に改められることにより、勤務時間、休暇等に関

する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第58号日之影町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、地方公務員の定年が段階的に引き上げられることにより、公益的法人等への派遣が可能となる職員に、定年延長後の職員を加えるため、派遣等に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第59号定年延長等制度に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由を説明いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、日之影町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例や職員の育児休業等に関する条例などの関係条例の一部を改正または廃止するものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました議案第57号日之影町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から議案第59号定年延長等制度に伴う関係条例の整備に関する条例の制定までの3件については、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第59号までの3件については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定しました。

---

## 日程第12. 議案第60号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第12、議案第60号日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第60号日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

令和4年8月8日の人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月11日に成立しましたので、国家公務員に準じて措置するものであります。

改正の内容は、初任給及び若年層の給与月額の上上げ、一般職員の勤勉手当の支給月数を

0.1月、再任用職員の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げるもので、令和4年4月1日に遡及して適用するものであります。

また、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、地方公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制による降任等並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられることにより、併せて改正するものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はないでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それではお尋ねをいたしたいと思いますが、今現在、本町のラスはいかほどになっていますか。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を許します。総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 本町のラスパイレース指数につきましては、令和3年度で95.7%になっております。本年度につきましては、まだ県のほうより公表がされておりませんので、まだ確定した数字は分かりませんが、若干は伸びるのかなというふうな予想もしているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 令和3年度時点で95.7ということでございますが、17町村の中での指標は出しておられますか。もしあれば、お聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 17市町村の中では11番目のという形になっております。

以上です。（発言する者あり）

すみません、訂正させていただきます。町村の順位といたしまして、17町村中11番目となっております。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はないでしょうか。ほかに質疑はないでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） なかなか質疑が上がらないようですから、お尋ねをしたいと思いますけれども。今、総務課長のほうから御答弁ございました、17町村のうちに11番目ということでもあります。言うなら、半分より下というような状況、もうこの数値は、ずっとここ何十年もこういった数値で来ておるようではありますが、いつも本会議、あるいは委員会等ではお尋ねを

したりした経緯がありました。

町長にお尋ねをしますけれども、今、町村11という中での95.7、これだけ広大な面積を有する本町で職員は本当に——今回の台風14号でも、不眠不休とまでは言いませんが、それに近い状況の中で一生懸命頑張っておったわけでありましたが、首長としてこの位置づけ、この辺をどういうふうに捉えられていますか。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を許します。町長。

○町長（佐藤 貢君） 甲斐徳仁議員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。

議員おっしゃったように、以前から本町のラスについては真ん中よりかずっと下というような形で、長年そういう形を維持してまいりました。それにつきましては、職員の皆様方にも御負担といたしますか、おかけしているなという認識をしております。

私が申し上げるのは語弊があるかと思いますがけれども、今回の台風、あるいは平常時の本町の職員の働き、能力、県下の町村でどこにも引けを取るというようなことは一つも思っておりません。郡内においてはなおさら、率先しているんな事業に取り組み、そして災害対応にしても、何ら支障なく災害査定の対応も進めております。それだけ一生懸命やっておるということを十分認識をしております。

そういう中でありますけれども、やはり人事院勧告制度の下でやってきてまいりました。ラスを、県内トップの100を超えておるといってもありますけれども、そういうことになれば、こういう小さな町村であれば、なかなか住民の皆様、厳しい中でありますから、そういうふうにはやれませんが、できる限り、制度上、国が認めた制度につきましては町としても対応していきたいというふうに思いますし、今、議員御質問がありましたように、議会のほうでも職員の頑張りというのを認めていただいておりますこと、大変うれしく思いますけれども、今後も、まずは人事院勧告制度は尊重しながら、勧告が出たらそのような形で職員に貢献といたしますか、還元をしていくという制度の中でやっていきたいというふうに思っているところであります。

また、初任給とか、その他の手当等についても、やはり国の制度に準じておりますから、それに沿っていく以外はありませんけれども、できるだけ職員の福利厚生に——財政的な面も見なければなりませんけれども——やっていきたいというふうに思いますし、国のほうでも、今、物価高騰の中で、官民挙げて賃上げをしながら、そしてその物価高騰に対応するという政策の中で、今回の人勧制度もあるのかなというふうに思います。そういうことを踏まえておりますれば、今回の上程いたしました議案につきましては御理解いただきますように、私のほうからもお願い申し上げたいというふうに思っているところではございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第12、議案第60号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第61号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第13、議案第61号町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第61号町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

令和4年8月8日、人事院は国会及び内閣に対して、国家公務員の特別給を一般職の職員に準じ、引き上げる勧告を行いました。

これに伴い、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月11日に成立しましたので、国家公務員に準じて措置するものであります。

今回の改正は、町長、副町長及び教育長に係る期末手当の支給月数を0.05月引き上げるもので、期末手当の基準日となる令和4年12月1日に遡及して適用するものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はないでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） なかなか質疑が出ないようですので、お尋ねいたしますが。せっかく御提案を頂いておりますので、総務課としてもしっかりリサーチをして、県内の町村の状況等も取り寄せながら状況を見極めておるんだらうというふうな勝手な判断をしておりますが。今

現在、うちの常勤特別職3名の方の、17町村中どこ辺ですか。恐らく、ずっと下のほうじゃないかなというふうには私は思っておりますが、調べておったらお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を許します。総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） お答えいたします。

特別職の給与に関してでございますけれども、町村の中でいきますと、町長、副町長におかれましては14番目、教育長につきましては12番目という形になっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 今この大変厳しい時期にですね、農家、ハウス農家にとっては燃料も上がっている、灯油も上がっている。畜産農家は飼料が高騰している。今回、子牛は若干上がりはしましたけれども。商工会もコロナ禍に大変苦しんでいる、町民が苦しんでいる中に、今回0.05%ではありますけれども、もちろん私たちも考えにやいかんところですけど、どう考えておられますか、自分たちの期末手当が上がるというのを。これ、誰に伺ったらいいですか。町長、お願いします。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を許します。町長。

○町長（佐藤 貢君） 先ほどもお答えいたしました、この人事院勧告制度国の、町村は国の制度の勧告に準じた形で措置をするという流れの中で、今日までやってまいりました。一般職員もしかり、特別職であります我々、また、議員の皆様方もしかり、それに準じた形で本町は取り組んでまいりました。したがって、人事院勧告制度が減額に勧告をされたときには減額措置の提案もさせていただき、そのような形もしてきたつもりであります。

そういう中で、やはり、その制度に沿った中で動かしていくのがやはりその時の、なんと言いますか、以前は、私がまだ若いころは、その時々によって議会で上がったり下がったり、いろんな感情論が入ってやっておりましたけれども、そういうのは、近年そういうことはしてはなく、人事院勧告制度に伴いながらやらせていただいたというふうに思っております。

そして、先ほど申し上げましたとおり、今回、国が国会議員を含めて人事院勧告制度の中で今回このような措置をしたのは、やはり物価高騰対策であります。やはり、この賃金アップをして、そして物価高騰に沿う、そして来年の春闘を踏まえながら賃金を上げていく、そういうことをしなければ日本の経済は成り立たないという方針の下に、こういう制度があったというふうに理解をいたしております。

今、河野議員からありました、農家の方々、商工業の方々、いろんなの方々、大変であるということとは十分承知をいたしております。しかし、その方々に対しましても、国、県の制度を使いながら、また、町独自で大きな額の支援を私はしてきたつもりであります。農家の方々にも町独自



の支援策も、多分、河野議員のところにも資料も行っているというふうに思いますし、商工会につきましても、そういった減少のあった事業体については助成金を出すと。そして、国の制度の中で低所得者世帯につきましては5万円でしたか、10万円でしたか、そういった制度も措置して、もう支給も始めております。そういうことをしながら、今回、提案をさせていただいたところでもございます。

と申しますのが、今回このような形で日之影町の一般職を含めた賃上げとか期末手当等が出れば、やはりこれに準じた形での社会福祉協議会、あるいは民間の会社、あるいはそういった方々へも波及していくような形にしなければ、こういう厳しい賃金体系ではいけないのかなという思いもありまして、議会の皆様方の報酬も含めて、特別職の期末手当の引上げを勧告どおり提案をさせていただいたところでもありますので、御理解賜れば大変ありがたいというふうに認識をいたしております。

以上であります。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決をします。日程第13、議案第61号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14、議案第62号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第14、議案第62号日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第62号日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

令和4年8月8日、人事院は国会及び内閣に対して、国家公務員の特別給を一般職の職員に準じ、引き上げる勧告を行いました。

これに伴い、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月11日に成立しましたので、国家公務員に準じて措置するものであります。

今回の改正は、議員に係る期末手当の支給月数を0.05月引き上げるもので、期末手当の基準日となる令和4年12月1日に遡及して適用するものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第14、議案第62号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立少数であります。よって、議案第62号は否決されました。

---

### 日程第15. 議案第63号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第15、議案第63号西臼杵広域行政事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第63号西臼杵広域行政事務組合規約の変更についての提案理由を説明いたします。

西臼杵3町におきましては、長期的に地域の医療提供体制を存続させるため、令和3年10月に西臼杵地域における医療連携に係る基本構想を公表し、西臼杵郡内の3公立病院について、機能再編を行い地域完結型医療を目指すこと、また、一部事務組合による経営統合を早期に実現することとしたところであります。

経営統合につきましては、令和6年4月を目標としておりますが、経営統合に向けた準備を進

めるに当たり、組合規約中の共同処理する事務及び費用の分担についての追加が必要となりましたので、同組合規約の一部変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高舘 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました議案第63号西臼杵広域行政事務組合規約の変更については、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高舘 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定しました。

ここで暫時休憩したいと思います。開始を11時5分から行いたいと思います。それでは、しばらく暫時休憩といたします。

午前10時52分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（高舘 英嗣君） それでは、おそろいですので、休憩前に引き続きまして再開したいと思います。

----- . ----- . -----

#### 日程第16. 議案第64号

○議長（高舘 英嗣君） 次に、日程第16、議案第64号令和4年度日之影町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第64号令和4年度日之影町一般会計補正予算（第6号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、台風14号による災害復旧費、新型コロナウイルス感染症対策及び電力等価格高騰対策事業に関する経費並びに人事院勧告に伴う人件費等が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

地方交付税は、普通交付税で3,510万円の追加。分担金及び負担金は、農地災害復旧費分担金等で3,244万4,000円の追加。国庫支出金は、公共土木施設災害復旧費負担金等で6億6,066万8,000円の追加。県支出金は、農地災害復旧費補助金等で4億2,540万円の

追加。財産収入は、生産物売払収入で44万円の追加。寄附金は、まち・ひと・しごと創生寄附金で790万円の追加。繰入金は、ふるさと応援基金繰入金で275万5,000円の追加。諸収入は、自治体オンライン手続推進事業等で1,840万1,000円の追加。町債は、災害復旧債等で1億8,350万円の追加。

以上、歳入補正を13億3,740万8,000円の追加とし、歳入総額を67億2,279万8,000円といたします。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

議会費は、議員期末手当等で40万1,000円の減額。総務費は、物価高騰対策給付金等で2,146万6,000円の追加。民生費は、施設型給付費扶助費等で1,406万5,000円の減額。衛生費は、未熟児養育医療費扶助費等で16万6,000円の追加。農林水産業費は、中山間地域等直接支払交付事業補助金等で2,056万5,000円の追加。商工費は、施設管理委託料等で521万6,000円の追加。土木費は、町営住宅修繕料等で673万1,000円の追加。消防費は、消防用備品購入費等で137万9,000円の減額。教育費は、中学校増築設計委託料等で981万円の追加。災害復旧費は、土木施設災害復旧費等で12億8,890万円の追加。公債費は、長期債借入償還利子等で39万9,000円の追加。

以上、歳出補正を13億3,740万8,000円の追加とし、歳出総額を67億2,279万8,000円といたします。

次に、第2表地方債補正につきましては、借入限度額を変更するものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） それでは、39ページの中山間地域直接支払制度の1,137万9,000円の増額の件についての説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を許します。農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

今回、中山間等直接支払交付金補助金1,137万9,000円の増額をさせていただいております内容につきましては、この中山間直接支払交付金の制度は、第5期対策が令和2年度から始まっております。令和2年度から棚田地域振興活動加算が新設をされておまして、今年度、令和4年度に棚田地域振興加算につきましては、超急傾斜棚田加算が新設をされました。これまで棚田地域振興活動加算につきましては、田、畑、それぞれ1反当たり1万円の加算となっておりますけれども、今回のこの変更によりまして、田、畑、それぞれ1反当たり1万4,000円と、

4,000円の額が増額されております。

この増額に伴いまして、毎年8月末で現地確認を行って、10月に所要額を確定させ、今回12月の補正で増減の補正予算を要求しておりますが、今回、この超急傾斜棚田加算の増額分を補正させていただいております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 今回、その超急傾斜地の加算分ですね、面積にしてどのくらいの面積なんでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 今回、超急傾斜の棚田加算に該当しました面積につきましては、まず、田の面積から申し上げます。田の急傾斜につきましては306万1,883平米、申し訳ありません、訂正します。田の急傾斜につきましては290万7,140平米、畑の急傾斜につきましては15万4,743平米となっております、合計の306万1,883平米となっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はないでしょうか。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 同じページの、その下の農作業用機械等整備事業補助金を説明してください。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を許します。農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） ただいまの質問にお答えします。

この農作業用機械等整備事業補助金123万2,000円につきましては、アグリファームの機械整備による補助金でございます。高齢化や農作業の労働力の不足する中、生産者のニーズにしっかりとお応えするため、アグリファームとしましては機械整備等を進めております。その中で今回、県の事業を活用しましてドローン機1機を導入するものであります。このドローン購入に当たりましての補助金ということで123万2,000円を上程させていただいております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） 関連でございますが、ドローン1機購入ということですが、大体、本町で123万2,000円上がっておるようですが、全体では幾らぐらいするものですか、ドローンは。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） お答えします。

今回、購入を予定しておりますドローンにつきましては総額が248万4,152円となっております。県の補助金額が102万7,000円、残りの22万5,832円がアグリファームからの支出ということとなっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑は。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 先ほどの関連で質問させていただきますが、ただいま第5期の中山間直接支払制度の水田と畑等の超急傾斜の加算ということで1,137万9,000円ということでありました。畑につきましては15万4,000平米かというような説明でありましたけれども、これは前から言っておった超急傾斜の加算が、今年度、法律か何かのほうで変わったんですかね。1年2か月不在でしたので、ちょっと記憶ないんですけれども、再度この説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） ただいまの質問にお答えします。

棚田地域振興活動加算につきましては、令和2年の4月から新たに加算が導入されまして、その加算を本町でも取組を進めました。令和2年から棚田地域振興活動加算につきましては、先ほど申し上げましたとおり、1反当たり1万円の加算をつけております。今年度、令和4年から新たにこの棚田地域振興活動加算の内容が見直されまして、超急傾斜、田でしたら超急傾斜が10分の1以上、畑でしたら20度以上の該当する農地につきましてはプラス4,000円ということで内容が見直されましたので、この活動加算を取りに行ったということでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 令和2年度の新規に棚田加算ができましたですね。これは総務課長と町長は詳しくおと思いますが、それはそれでいいんですよ、棚田加算分の補助については。

私が質問いたしましたのは、畑について御質問いたしました。そしたら今、農林振興課長さんのほうからは、いろいろ御説明があったわけでありましてけれども、結局、新たに畑が超急傾斜の加算措置の見直しがあって、反当たり4,000円、ベースアップになったということですかね、今の内容を聞いておったら。

それが一つと、もう一つ、これは総務課長も町長も記憶にあるだろうと思いますが、しょっちゅう本会議ごとに私がお話をしておりました例の転作ですね、水田からの転作。これの補助金が7分の1ぐらいになる問題ですよ。あれはそのまま現状ですか、やはり。水田から、水田をやめて畑にして、交付金、補助金が7分の1ほどに減額されていまして、2万1,000円が幾らか、5,000円ぐらいか、もう記憶、忘れましたが。あれは、そこ辺の是正措置的な問題はそのまま

までですかね。何か動きはあるんですかね、こちらも。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 先ほどの柵田地域振興加算の畑につきましては、令和2年の柵田地域の活動加算ができた当初から、急傾斜地につきましては反当たり1万円出ておりました。

今年度から、この畑についても超急傾斜が追加されて、1反当たり1万4,000円ということで4,000円の額がアップしているということでございまして、田と畑につきましては、この柵田地域振興活動加算が始まった当初から両方ともありましたので、今回、畑について急に上がってきたということはないです。柵田地域振興活動加算が始まった当初から急傾斜ということで加算の対象となっておったということでございます。

続きまして、水田の交付金、水田を活用した交付金につきましては、現在、国のほうで、水田から畑地化した場合の農家への支援の在り方については、現在、予算措置も含めて国のほうで議論がされております。新聞等々で確認をしておりますと、当初、畑地化の事業につきましては1年だけ、田んぼを畑と換えた年の1年だけの助成金が排出、出されるということで当初なっておったんですけれども、現在、国のほうで審議が出されておる内容を見ますと、この単年度の助成金を複数年にしようというところの審議がなされているということでございまして、この審議の在り方、また、その動向につきましては私どもも注意しているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 大体話の内容は分かるんですけれども、結局、日之影町の水田、そして畑、緩傾斜、そして急傾斜、そして超がつくというふうな分類になっておるわけですよね。いつも思うのは、じゃあこの日之影町のブロック別に、この傾斜をですね、いつの段階で、どの機関がそこを指定したんですか。これは同じ区域内にあっても、急でありながら実際は緩と。総務課長のほうが詳しいのかどうか知りませんが、その選定基準がどうも私はよく分からないので、例えばブロック別に行っているのか、七折と岩井川とか分城とかですよ。あるいは地域別にしちよるのか。そこらあたりは何か御存じですか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 団地の傾斜につきましては、当初、始まった時期に団地化を設定をいたしました。そのときには同じ地域、地域をまたがるところもありますけれども、そういった中である程度の面積以上の農地があるところを1段の団地として傾斜を計測した経緯がございまして。そういった形でずっときているんですが、最近では1圃場ずつ、団地を測りなさいというふうにも言われているんですが、なかなかそこは厳しいところがありますので、今までの団地の傾斜度を用いてやっているところでございますけれども、先ほど言いました超急傾斜加算につきましては

は、第4期までは超急傾斜加算というのが別にございました。新しく5期対策になりまして棚田振興加算、そういったのが入って、一緒に使えないという状況になりましたので、超急傾斜加算というところは本町は取り組んでおりませんでした、今度、法改正で、それが認められたというような内容じゃないかなというふうに思っております。

団地の形成する場合に農地が連担している場合、用水とか作業道路とか、そういったのが1団地で取れるということで最初設定した経緯が記憶としてございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに関連はないでしょうか。ほかにはありませんか。小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） それでは、32ページをお願いしたいと思います。災害救助費の災害扶助費、33ページにかけてですが、215万円の増となっておりますが、その内容についての説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

今回の台風14号災害で被災に遭われた分の災害扶助費でございますが、延岡市が11月7日に国の被災者生活支援法の適用を受けました。それに基づきまして、県内市町村、台風14号災害で被災に遭った方に対して、県と市町村でつくっております生活再建支援金というのがございますが、その対象となりました。全壊家屋1件の分でありまして、この再建支援金が225万円、1件分上げさせていただいております。

マイナス10万円減がございますが、これは市町村災害安心基金ということで、1件対象として計上しておったんですが、床上浸水した1階が倉庫という判定を受けましたので、この1件分が対象外という形になりましたので、この分を差し引いて215万円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） 215万円の金額とか、いろいろあるから言えないかも知れませんが、件数は何件ですか。対象件数です。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えいたします。

件数は1件、全壊と判定しております1件となっております。金額につきましては基礎支援金というものがございまして、そこが単身世帯でしたので75万円と加算支援金というのがございます。加算支援金が150万円というふうに設定をされておまして、合計225万円という形



になります。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） 県のほうの災害給付金とか見舞金ということですが、日之影町に災害見舞金支給規則というのがあると思うんですけども、町としての災害見舞金の支給とかはまだ考えていないとか、もう支給済みなんですか。どの辺の科目から出ちよるのか。災害に遭われた方から、見舞金を頂いて大変助かったというような声を聞いたもんですから、そこ辺のところの関係はどうなっているんでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

町の災害見舞金につきましては、10月の臨時議会の際に補正を計上させていただきました、8件の38万円ということで支給を済ませたところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 同じページ、33ページ。これの児童福祉の施設費、これの2,000万ほど減額になっていますが、これについての説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

例年12月から、翌年度の保育園の入所の申込みを受け付けております。その段階では令和4年度当初118名ということで見込んでおりましたが、年度末、3月から4月にかけて転出が11名おりました、118名で見込んでいた分が107名という形になっております。

その中で施設に入らなかった方々の年齢層を見るとゼロ歳とか1歳、2歳とか、月の保育単価が非常に高い方々が転出をされて、入所がなかったということで、その7名分で2,000万程度と減額した金額を上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） それで、特定財源の中で県の支出金が541万6,000円減額で、繰入金で100万ほど入っていますが、これについての説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） この繰入金につきましては、子育て応援基金の繰入金を総額に合わせて調整をしておるところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 25ページです。備蓄倉庫設置委託料450万、これの説明をお願いします。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 備蓄倉庫設置委託料につきまして説明させていただきます。

この備蓄倉庫につきましては、宮水小学校、日之影小学校、それと社会教育施設用の備蓄倉庫3棟を計画しております。コロナウイルス感染症に関わる消耗品費、または一般の備品等を収めるところを倉庫として考えているところです。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

○議員（7番 河野 學君） 備品購入費629万、これも関連があるとですか。関連はないとか、これの説明をお願いします。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） この備品購入につきましては、先ほど町民福祉課長が申しました内容とは、また別の事業でございます。629万の概要でございますが、さきの一部御説明させていただきました在宅勤務関係の整備事業に伴うパソコン及びモバイルパソコン等の購入でございまして、インターネットパソコンが10台、モバイルパソコンが3台、併せまして空気清浄機関係でございますが、避難所、天神荘、さらにはすまいるバスの待合室となっております。病院横の通りの部分、そういったところに24台ほど。空気清浄機を配置する内容に伴います備品の購入費でございます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 関連はございませぬか。ほかに質疑はありませんか。ほかに質疑は、甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 歳出49ページの委託料のスクールバス運行委託料ということですけれども、55万5,000円ですか。これは燃料関係ですか。燃料の高騰等による関係か何か。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） スクールバス運行委託料の増額分につきましては、中学生の公費塾を実施しておりますが、そちらが今、延岡市のほうで行われている分や、ウイズコロナの対策として校外学習の活動数が増えたことによって利用数が増えたということで、その不足分として今回計上させていただいております。

以上になります。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ということは、運行頻度が増えたということで理解していいんですか。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） はい、そのとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質問はありませんか。一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） 議案書51ページでございます。保健の体育費の中の光熱費が47万補正されておりますが、この内容について説明をお願いします。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 保健体育施設におけます光熱費の増額につきましては電気価格の改定等がございまして、平底の運動公園のナイター設備等の電気代が上がったということで、今回補正させていただいております。

以上になります。

○議長（高館 英嗣君） 一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） 最近、本当に電気代、燃料代、全て高騰しておる中でありますが、庁舎もそうでしょうけれども、こういった場合に、特にこの施設、癒しの森の運動公園になると、これはまた使用料というのを徴収するじゃないですか、団体だった場合に。光熱費がだんだん上がっていくと、そういったときに赤字にはならなくても、いわゆる使用料の見直しを来年度からするのか、そういったバランス、使用料を見直す計画とか、あるいはそういったところについては影響はないものでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 電気代につきましては、今年度になって急激に上がってきている状況で、今のところ、それに伴います利用施設の使用料についての変更については今、検討を始めてはおりませんが、今後急激な価格上昇がまだ続くと想定されますので、今後また検討していきたいというふうに考えております。以上になります。

また、価格が上がって使用料も上がるということで、利用頻度が下がるということもあるかもしれませんが、そういうところも考慮しながら考えていきたいというふうに思っております。

以上になります。

○議長（高館 英嗣君） 一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） 次長のおっしゃるとおり、私はそこを心配しておりまして、これ

が上がってくるということになると、また赤字になってまではできない部分もあるのかと思いますけれども、ここはやっぱり慎重にやるべきじゃないかというふうに思っておりましたので、今、次長がその見解を言われましたので、ぜひそこはちゃんと検討していただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） そうですね、あと、利用者の意見も聞きながら検討していきたいというふうに思います。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） 学校管理費の中で中学校の部類ですが、49ページの設計委託料、これは前々からお話があったエレベーターの設計委託とは思うんですが、この場所等は大体お決まりでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 本年度、基本設計から今させていただいているところで、業者さんとの協議の中で、今の職員トイレがあるところ、ここが普通教室、職員室がある棟になりますけれども、普通教室棟と真ん中のセンターコア棟との間に位置しております、そのセンターコア棟へのアクセスも考えるとそこしかないだろうということで、そちらを今、場所としては選定をしているところになります。

以上になります。

○議長（高館 英嗣君） 小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） そのエレベーターは2階までで留め置きということでもいいですか。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 当初は普通教室棟の2階までというふうに考えておりましたが、センターコア棟の3階、4階に美術室と音楽室がありまして、そちらへの利用も必要ということを協議の中で判明しておりますので、4階までのエレベーターに変更させていただいて、それに伴いますボーリング調査等も出てくるということで、今回増額をさせていただいております。

以上になります。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 15ページの生産物売払収入44万円、これの説明をお願いします。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 15ページの生産物売払収入の件についてでございますけれども、

これにつきましては令和4年度に、あさひの森、京の元ですけれども、あさひの森の植樹祭を行っておりますけれども、その木材の伐採部分の収入でございます。材積については183平米ほど、あとバイオマス関係を含めまして44万円の収入ということになっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） そうしましたら37ページの農地費であります。区分は14、工事請負費にあり集落道の整備工事請負費の104万5,000円、この内容をお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 農地費の工事請負費、集落道整備工事請負費の増額ですが、これは県単事業の魅力あるふるさと環境づくり事業、奥地区の集落道整備工事費でありまして、用地費等補償費が確定したことによる費目の繰替えでございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 引き続き建設課長の所管であります。35ページの水道費の補助金、水道施設整備補助金、ここをお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） この水道費の補助金ですが、台風14号によりまして被害を受けた集落の水道施設の復旧工事に対する補助金でありまして、3分の2を補助するものでございます。5地区ございまして、今別府、追川上、小崎、岩井川中尾、吾味の5地区に補助をするものでございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 5地区あるということでありまして、これは小規模水道施設ということですか。それとも、例えばこの5地区の中に対象者が1件の家もあるとかいうこともあり得るわけですか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 小規模水道でございまして、これは集落の水道であります。今回は1人の地区はございません。ほとんどが普通の水道施設でございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。質疑はないでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 31ページの民生費についてお尋ねをいたしますが、この委託料、非常に少ない委託料ですが1万円、これをお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

このシルバー人材センター委託料ですが、町民福祉課が所管いたします中央児童遊園の草切り、整備等の費用でございますが、年3回実施をしていただいておりますが、ちょっと予算額に不足が生じるということが判明しましたので、今回計上をさせていただいたところでございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それは結局、予算を組むときに年に何回切ると、どれくらいの所要時間がかかるということで、昨年度、その直近のやつで計算するんじゃないんですか。不足するちゅうことは回数が増えたちゅうことですか。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

草切りを主に年3回予定をしておったんですが、今回、木の枝の伐採等も行っていただいております。その分がありましたので、今回予算の増額を計上させていただいているところでございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） この当該現場は、中央の保育所、元保育所の公園ですかね。そこでお尋ねしますけれども、あれはその後どうなったんですか、建物そのものは。もう法人さんの持ち物でしたよね、たしか記憶では。あそこを廃園にしたじゃないですか。その後、あの建物は、あくまでも法人さんが取り壊すというふうな、前の話ですけれども、補助か何かを出したっちゃですかね。どげじゃったですかね。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えをいたします。

旧中央保育園の建物につきましては、今年度、所有する法人のほうで取り壊しを行うということで、実際、見積り等も行って、業者等の選定等を法人さんのほうで行っているという話を伺っております。今年度中に解体をするということで、その補助金についても令和4年度当初予算で計上をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。関連はないですか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 新年度予算を上げたということでありますけれども、土地はどうなっているんですかね。土地は第三者の土地でしたかね、あそこ。土地はどんな、所有者ですね、土地の。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） 保育所跡地の土地につきましては、町内の方の個人の持ち物でございますので、施設を解体した後に整備をしてお戻しをするという形で進めているところでございます。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 37ページの——制度は理解しているんです——ひのかげ就農奨励金事業、どういう人が、何歳ぐらいの人がなられたのかなということをお伺いします。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 御質問にお答えします。

今回、ひのかげ就農奨励金100万を上程させていただいております対象者につきましては、町内の袴谷にお住まいの方で36歳でございます。今年9月にこの奨励金事業の案内の相談がありまして、課内で協議を重ね、今回の計上となっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 36歳ですかね。37歳。この年齢じゃったら、今、制度的にはどうなっているか分からん、青年就農給付金が確定するんじゃないですかね。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 今の御質問にお答えします。

年齢でしたら、十分、国の制度に該当する方だと思っております。この方につきましては、既に本町に住民票を置かれて、既にこの方で農産物の所得、販売等があっておりましたので、この国の補助事業と照らしたときに国の事業では該当しないということで、今回この町の単独の事業を選定させていただきました。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 現在、農業収入が少ないということで、計画はちゃんと立てて、それに伴って頑張っていれば該当するんじゃないかなと思うんですけど、駄目なんですかね。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 国の事業につきましては、新たにこの対象となる方で農産物の販売がなされるということが条件としてありまして、それが5年前まで遡ることはできるんですけども、もう既にその5年も過ぎておられたということで、今回、町の奨励金の交付の対象とさせていただきます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 関連はないでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終決します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終決します。

これより採決します。日程第16、議案第64号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

それでは、1時間たちましたが、休憩を挟みますか。それでは暫時休憩といたしたいと思えます。次の開始を13時から始めたいと思えます。

それでは暫時休憩といたします。

午前11時54分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（高館 英嗣君） 休憩前に引き続きまして、再開したいと思います。

#### 日程第17. 議案第65号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第17、議案第65号令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第65号令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種費用、人件費及び経費に係る費用の補正が主なものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。

医業収益は、公衆衛生活動収益の新型コロナウイルスワクチン接種費用で720万3,000円を追加するものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。

医業費用は、給与費を292万4,000円、経費を357万4,000円、予備費を70万



5,000円それぞれ追加し、収益的収入及び支出の予算総額を7億2,007万7,000円とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費4億744万円を4億1,036万4,000円とするものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） それでは、支出のところの経費はどういうものがあるのでしょうか。説明願いたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 病院事務長。

○町立病院事務長（甲斐しおり君） ただいまの質問にお答えいたします。

経費の補正につきましては、光熱水費でございまして、ガス代と電気代の補正でございます。

理由としましては、ウクライナ情勢等によってガス代、電気料が高騰しまして、3月までの推計してみたところ、当初予算では足りないため足りない分を補正しております。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 電気代とガス代ということですが、ガスはどういったところに使われるわけですか。

○議長（高館 英嗣君） 病院事務長。

○町立病院事務長（甲斐しおり君） ガスにつきましては、給食室でございます。厨房のほうです。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありますか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは関連をさせていただきますが、光熱水費で357万4,000円ということでございますが、その今答弁のありました電気代、契約の相手方は、今現在どこですか。

○議長（高館 英嗣君） 病院事務長。

○町立病院事務長（甲斐しおり君） お答えいたします。

契約の相手方は、平成30年11月から新出光と契約しておりましたが、今年の6月に新出光さんのほうから価格改定に係る提案がありまして、改定後の見通しの金額を新出光さんが提案してきまして、九州電力、新出光さんとずっと契約した場合と九州電力との契約の金額を提示してございまして、うちの病院の場合は九州電力のほうの方が安くなると提案してございまして、7月から九州電力と契約しております。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 電力自由化等によりまして、いろんな業界が電気の自由化ということで参入したわけでありますが、当初は、九電さん以外のいろんな業者さんの、安いプロポーザル提案であったような記憶をしております。

今、事務長答弁されますように、本年度から九電さんのほうが若干安いということで、九州電力さんのほうに契約を更新されたということだろうと思いますけれども、結局、不測の事態が発生したときに、送電線は九電さんが全て持っておられますので、今日まで、平成30年度で、新出光さんですか、そこをお願いをされて、そして今日まで、問題が、例えばいろんな電気関係等々の問題が発生したときに、たとえば、新出光さんであれば、まずは九電さんに相談をされると思うんですね。送電線は九電さんですから。対応が遅くなるということは事実上あり得るものなのか、またあったものか、記憶があればお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 病院事務長。

○町立病院事務長（甲斐しおり君） お答えいたします。

対応が遅れたかどうかの記憶はありません。ないのですが、何かあったときの対応は、出入りの業者等をお願いしております。

遅れたということは、私が来てからしか分からないんですが、なかったと思います。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 出入りの業者とおっしゃるのが、九州電力保安協会みたいなのは、そのままあると思うんです。当然、委託料なりで契約されていると思うんですけれども、新たな九電さん以外の会社と契約したときに、保安協会、その位置づけちゅうのはもう全く問題はないもんですか。

これは病院のみならずですけども、ほかの施設もそうだろうと思うんです。その比率案分が、どこが九電さんでどこが新出光さんか、私は存じ上げませんが、ただ九州電力保安協会というものが、それぞれの施設を管理しているとするならば、そこら辺との内情、実情ちゅうのを、何か気になる点とか問題点とか、そういうのは、まあ、病院の事務長のみならず、地域振興課もそうでしょうが、何か問題点なりございませんか。

○議長（高館 英嗣君） 病院事務長。

○町立病院事務長（甲斐しおり君） お答えいたします。

現在、電源切替え等の工事もしておりますけれども、そのときは九州電気保安協会と、今、発注しているのが西南電気さんなんですけれども、西南電気さんとの調整をしながら、問題は今のところないかなと感じております。現在、そういう工事を執行中でございます。そこでの気になることは、今のところはないと思われま。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） 燃料関係につきましては、今回の補正の中で、村おこし総合さんのあたりに対します委託料の変更の中で反映させていただいておりますが、当初、九電さんのほうで契約を行っていたものを、新出光さんのほうに変更して、その折に出ました単価のほうは、非常に今後の経営には有効的であろうという判断でございました。

実際、こういった状況が生じまして、うちのほうも地域振興課の中で協議をさせていただき、勉強もさせていただきましたが、新電力の場合には、価格の高騰は直接もう単価のほうに反映してくると、九州電力さんの場合については上限額があるといった情報を、職員で共有しております。

今後はシミュレーションも必要であるといふところまでいったんですが、今の単価的なものがどこまで上昇するのか、ちょっと見えない部分がございます。引き続き電気料関係につきましては、維持管理費を含めて、地域振興課が所管する各施設関係については整理していこうというふうに、方向性は維持していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 国も、この高騰に対して予算を組んで、全国全ての民間の電気事業所に、言うなら交付金というのか、対策金を出すような、今流れみたいでありますけれども、結局、それが、その電力会社にしっかり入ってきたものが、利用者側に反映ができませんことには意味がないわけです。

だから、そういったあたりが、やっぱり送電線を持っている、今の九電さんあたりが、もう一番間違いはないんじゃないかなと、まあ、それは分かりませんが、そこら辺のシミュレーションは、もう各課でちゃんとやられておるんですか。今後やられるおつもりですか。今やっているのか。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） 今後そういった方針を持ちながら、シミュレーションを持った取組をやっていくという考えを持っています。

ただ、先ほども申しましたが、どこまでこの単価が上がっていくのか、また、ひょっとすると一時的な、価格が落ちてくるのか、そういったものを並行しながら調べていくというふうにご考えているところですが、どちらにしろ、経営については安いものちゅうのが原則でございまして、なおかつそれに伴いますサービスの維持ちゅうのも頭に入れながらやっていこうというふうにご考えております。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第17、議案第65号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第18. 議案第66号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第18、議案第66号令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第66号令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、病院事業会計繰出金に伴う補正が主なものであります。

歳入では、県支出金が特別調整交付金などで465万9,000円の追加、繰入金は一般会計繰入金で12万円の追加、諸収入は広報共同事業剰余金返還金で2万5,000円の追加とするものであります。

歳出では、総務費は人件費と未就学児童軽減分システム改修委託料で28万5,000円の追加、保険給付費は療養費と葬祭費で23万4,000円の追加、国民健康保険事業費納付金は財源補正、諸支出金は保険給付費等交付金返還金と病院会計繰出金で461万9,000円の追加、予備費は33万4,000円の減額として、歳入歳出予算の総額を7億5,622万3,000円とするものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はないでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ページ数は9ページです。ここに出てきます負担金の6万円、この内容をお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（谷川 靖君） ただいまの御質問にお答えします。

この葬祭費につきましては、保険者が亡くなった場合の葬祭に関わる費用で、1件当たりが2万円です。今後——実際どのくらいあるかちゅうのは、なかなか推計が難しいんですけど、現在の予算では、少し不足するのではないかとということで計上しました。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） なかなかそこ辺の数字が難しいもんだろうというふうに思いますが、この節の区分でいう交付金というのが、やっぱり今もなお正式な用語といいですか、そのこういう呼称でしょうね。交付金ちゅうのはどうかなと違和感があるんですけど。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（谷川 靖君） ただいまの御質問ですが、おっしゃるとおり、この負担金補助及び交付金という、そういう節の名前で支出するというので、交付金というか負担金のほうと考えてもらったらいいと思うんですが、保険者がその費用の一部を負担するというふうな考え方をしてもらおうと、ありがたいです。

よろしくをお願いします。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第18、議案第66号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第19 議案第67号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第19、議案第67号令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第67号令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、人件費の補正であります。

歳入では、繰入金を208万円減額し、歳出では、衛生費の簡易水道費を208万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,888万4,000円とするものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第19、議案第67号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第20. 議案第68号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第20、議案第68号令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第68号令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、光熱水費及び修繕料の補正であります。

歳入では、繰入金を33万円追加し、歳出では、事業費を43万円追加、予備費を10万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,575万円とするものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） それでは、歳出の修繕料について、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） それでは、修繕料につきましては、台風14号によりまして、処理場の裏山の雑木が倒れまして、屋根瓦を傷めましたので、その修繕料を補正させていただくものでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 関連ですけれども、台風14号の倒木等によって、屋根の一部が破損したやつですかね、瓦、屋根。これは保険は入っていると思いますが、公の施設なので、その内容をお聞かせください。

それから、この光熱水費です。これは先ほどから話が出ておるような状況の中の金額であるのか。これも併せてお尋ねをいたします。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） まず、屋根瓦の保険についてですが、これは保険の対象になっておりまして、風水害の場合は、全額出ずに2分の1の保証となっているところでございます。

まだ修繕が終わっていませんので、修繕が終わり次第、保険会社のほうに請求する予定でございます。

それと、光熱水費ですけど、これは処理場と中継ポンプの電気料でありまして、これは、電気料の高騰によりまして今年度から月2万円ほど上がっておりますので、今回補正させていただくものでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） はい。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第20、議案第68号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第21. 議案第69号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第21、議案第69号令和4年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第69号令和4年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、介護認定者の介護サービス利用回数減によります、介護サービス諸費等の減額が主なものであります。

歳入では、保険料を273万3,000円、国庫支出金を606万1,000円、支払基金交付金を486万3,000円、県支出金を231万2,000円、繰入金を222万1,000円、それぞれ減額するものであります。

歳出では、総務費は総務管理費等で9万1,000円の追加、保険給付費は介護サービス等諸費等で1,865万円の減額、地域支援事業は介護予防・生活支援サービス事業費等で31万8,000円の追加、諸支出金は償還金及び還付加算金で5万1,000円の追加として、歳入歳出予算の総額を7億1,005万円とするものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） それでは、14ページの保険給付費以降の介護サービス等諸費の、居宅介護サービス給付費2,823万2,000円の減となっておりますが、その要因についての説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 保健センター所長。

○保健センター所長（丹波 昌二君） お答えします。



提案理由の説明でもありましたが、認定者数の減とか、65歳以上の方の保険者の減ということで、令和4年の3月から10月の人間を見たとき、約17名、65歳以上の方が減っております。

また、認定者につきましても、255名、令和4年の3月末だったんですが、10月末で243名ということで、12名認定者も減っております。その関係で居宅関係で訪問介護、訪問入浴、通所介護とあるんですけども、その件数が減っているということで、2,800万円の減ということで計上したところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） 居宅介護サービスの給付費の減は分かったんですけど、その3番目に施設介護サービス給付費、これについては1,935万6,000円ですか、増となっておりますが、これについては、居宅サービス要介護をそこから施設のほうに移動したというのは原因としてはないわけですね。

○議長（高館 英嗣君） 保健センター所長。

○保健センター所長（丹波 昌二君） 施設の入居につきましては、いろいろ各家庭での協議とかあるものですから、一概には言えませんが、この施設の増は介護度が上がったとか、2から（ ）と、施設は介護度3からの入所になるんですけども、介護度3が4になったりとか、4が5になったりとか、介護度が上がったための費用増となっております。

調べてみると、入居者も令和4年3月と令和4年10月を比べますと、95名ということで変わりはないんですけども、多分——担当に聞くと介護度が上がっての負担増ということで聞いております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、関連させていただきますが、今、御答弁ございました12名減の243名ということですか、直近の認定者数が。この数値を最大ピークのなところは、本町の場合、もう右肩下がりの状況にあるんじゃないかというふうに推察をしておりますが、ここは保健センター所長としては、どういう所見をお持ちですか、この認定者数の変動について。

○議長（高館 英嗣君） 保健センター所長。

○保健センター所長（丹波 昌二君） 介護保険者、65歳以上も年々減少しているということを踏まえまして、その65歳以上認定者も年々減ってくるのではないかなというふうに思っております。

令和2年度が一番多くて、給付費なんですけども、令和3年度じゃあ……。ちょっと若干覚え

ていませんが、今から右肩下がりということで、介護計画もそのような感じで見ているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、13ページの中からお尋ねをいたしたいと思いますが、負担金及び交付金、一番下の欄を見ていただけたらいいと思いますが、西臼杵地区の介護認定者審査会の負担金の減ですね、件数が減ったことによる減といえばそのままだろうと思いますが、これは本町の当初予算で負担金審議会で諮って予算を組むと思うんですけども、この17万6,000円というのは想定範囲ですか、これ、大体。この議案書だけ見てもなかなかこの数字が、何をもってこの数字がどうなるのか、私はよく理解しておりませんので。例えば、これ、当初予算で組み上げたものをそのまま最終補正までこの数字で落としていくのか、分割方式になつとるのか、内容はどういうふうな内容になるわけですか、審査会の。

○議長（高館 英嗣君） 保健センター所長。

○保健センター所長（丹波 昌二君） 負担金審査会では、一応3町均等割ということで上げるんですけども、今年度はこの17万6,000円の減につきましては、令和3年度の繰越金はその分あったということで、その繰越金を3町で割りまして、令和4年度分の負担から差し引くということで聞いておりますので、令和3年度の余剰金を令和4年度の分のほうに持ってきてまして、その分、減額ということで計上したところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 私の聞き違いでなければ、令和3年度の余剰金が、今ここにきて補正減になっているんですか。

○保健センター所長（丹波 昌二君） はい。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） じゃ、何か変な話だなと私は思いますけれども、余剰金があるなら9月なり6月なりで調整ができえなかったものでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 保健センター所長。

○保健センター所長（丹波 昌二君） 調査もいろいろ件数が増えて、まあ、うちは右肩下がりでも件数も減っているんですけども、高千穂、五ヶ瀬増えている感じということも考えられますので、その分、当初で組んで、高千穂事務局からこういった感じで去年の繰越金の分はもう使わなくていいということでの、4年度分の減額ということを知っておりますので、その分を下げたということです。また、決算でまたどうなるかはつきり分かりませんが、また件数が増えたら、3月の補正で追加補正とか、そういった感じが出てくるんじゃないかなというふうに考えている

ところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第21、議案第69号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22. 議案第70号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第22、議案第70号令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第70号令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴う補正であります。

歳入は、一般会計繰入金で97万9,000円を追加するものであります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金で97万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,575万8,000円とするものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。  
これより採決します。日程第22、議案第70号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（高館 英嗣君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。  
本日はこれで散会します。

午後1時40分散会

---